



太郎ご利用の皆様へ（相談室よりお知らせ）



日頃は太郎の運営にご理解・ご協力を頂きまして、ありがとうございます。

暦の上では立春も過ぎ、梅の花もほころんでおりますが、まだまだ朝夕は寒い日も続いております。ご家族の皆様におかれましては、ご自愛くださいませ。

さて、下記の通りお伝えしたい事項がございますので、ご確認ください。ご不明な点がございましたら、相談室あてにお問い合わせ下さい。

記

①2月・3月の行事について 報告とお知らせ

2/2（金）の昼食に、「節分の頃特別食」をお出しし、恵方巻き（太巻き）・稲荷寿司、春の天ぷら、鰯の梅肉焼き、春菜ときのご胡麻和え、清汁、デザートなどで楽しんで頂きました。

また、「ひな祭り」が近くなってきましたので、施設内各フロアやリハビリ室にも段飾りのひな人形などを飾り始めました。少しでも春の雰囲気になることを願っております。

今後の行事の予定については、現在の状況から大変残念ながら未定となっております。予定が立ちましたら、随時お知らせいたします。

この時期の快晴の日は、5階のリハビリ室から、遠くに雪化粧の富士山が見えています（夏の時期になると見渡せません）。各フロアでの生活と、場所を変えてのリハビリの時間で、メリハリをつけていただいています。

②感染症の蔓延（まんえん）予防について（再掲）

老健太郎では、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザを含めた感染症の予防対応を継続しております。症状のある方がいる場合等、医師の指示でフロア間移動制限等を行うことがあります。新規ご入所（デイケア利用者の方の新規の短期入所や長期入所含む）や、病院への入院等の後の再入所の際は、入所・再入所前、事前にPCR検査等を行っていただくことがあります。

また、面会や洗濯物引取り等で太郎入館の際は、引き続きマスクの着用のご配慮をよろしくお願いいたします。事情ご理解の上、ご承知いただきますようお願いいたします。

③医療費控除について

老健太郎のサービス（介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）をご利用の方は、確定申告の際、サービス自己負担額について、一定額の所得控除（医療費控除）の対象となります。詳しくは事務室までお問い合わせください。

（裏面に続きます）

④利用料のお支払いについて：振込も可能です（再掲）

太郎利用料のお支払いについて、1階事務室で直接お支払いいただくこともできますが、銀行口座【三菱UFJ銀行八王子中央支店／普通 1398721／老健口医療法人社団 充会 理事長 吉岡 充】にお振込みいただけます。「利用者ご本人のお名前」でご登録いただくと幸いです。なお、振込手数料についてはご負担くださいますようお願い申し上げます。

⑤ご家族との面談およびケアプランの提示について（※長期入所のご家族の皆様へ）

介護老人保健施設は、ご本人様の身体・精神状況をふまえて、およそ3か月毎にサービス内容を見直すことが義務づけられております。各専門職スタッフによるケアカンファレンス（会議）で策定した「サービス計画書（ケアプラン）」や「リハビリ実施計画書」「栄養ケア計画書」の提示を、利用者ご本人やご家族に行います。

また、施設の役割として、3ヶ月を一区切りの入所期間とし在宅復帰の支援が原則となっておりますので、今後の療養や介護についての方針を、一緒に考えて参りたいと存じます。在宅生活の準備（ケアマネジャーとの連絡調整等）、施設ケア継続の手続（他施設や病院等の情報提供、申請・書類作成等）もお手伝い致します。

つきましては、現在のご本人様の生活の状況を報告しつつ、今後の介護方針等についてのご家族との面談を電話等で行います。2・5・8・11月入所開始の方は、相談室あてに電話でご一報頂けると助かります。

ご不便おかけして申し訳ございません。ご理解を宜しくお願い致します。

※現在、ケアプランへのご希望については、お電話でご相談を頂けると助かります。

ご不便おかけして申し訳ございません。ご理解を宜しくお願い致します。

介護老人保健施設 太郎 相談室

